こでまりこども園　あわざ　重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1　施設運営主体

名　　称	社会福祉法人　愛佳会
所　在　地	大阪市天王寺区堂ヶ芝 2-3-15
電 話 番 号	０６-６７７２-１２１２
代表者氏名	理事長　坂本　友美（池藤　友美）

2　施設の概要

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	こでまりこども園　あわざ
施設の所在地	大阪市西区立売堀 2-3-27
連絡先	電話番号06-6556-6313　ＦＡＸ 06-6556-6263
管理者	園長　福島里菜
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育・保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	０　歳　児　１２　人　　１　歳　児　１８　人 ２　歳　児　１８　人　　３　歳　児　２４　人 ４　歳　児　２４　人　　５　歳　児　２４　人
利用定員	【1 号認定】 3 歳児 4 人（満 3 歳児含む） 4 歳児 4 人 5 歳児 4 人　　合計 12 人 【2 号認定】 3 歳児 17 人 4 歳児 17 人 5 歳児 10 人　　合計 44 人 【3 号認定】 0 歳児 12 人 1 歳児 17 人 2 歳児 17 人　　合計 46 人
開設年月日	令和６年　４　月　１日
事業所番号	2710051003087
ホームページ	https://aikei-kai.org/kodemari2/

3　施設・設備等の概要

(1)　施設

敷　地		306.43 ㎡
園　舎	構　造	鉄筋コンクリート造　5 階建のうち 1 階～5 階
	延べ面積	895.86 ㎡
園　　庭		地上園庭 34.88 ㎡　　公園 5171 ㎡

(2)　主な設備

設備	部屋数	備　　考
ほふく室	1 室	きいちご組　(0 歳児クラス)
乳児室	1 室	さくらんぼ組　(満 1 歳児クラス)
保育室	4 室	も も組（満 2 歳児クラス） れもん組（満 3 歳児クラス） あんず組（満 4 歳児クラス） ぶどう組(満 5 歳児クラス）について各 1 室
遊戯室	1 室	4　階 おひさまルーム
調理室	1 室	4　階
屋上園庭	1 面	5　階

4　施設の目的・運営方針

こでまりこども園　あわざ（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

(1)　当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供します。

(2)　当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(3)　当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(4)　当園は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

5　職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置します。
その他必要に応じて職員を配置いたします。

職　種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		副園長の配置は必要に応じる
主　幹 保育教諭	園長及び副園長を補佐し、教育・保育課程の立案や地域の保護者等に対する子育て支援を行うと共に保育について保育教諭を統括する。	1	1		
保　育 教　諭	園児の保育を担当する。	15 以上	12	3	常勤・非常勤の割合及び保育補助の配置は必要に応じる
看　護	園児、職員の健康を管理する。	1			
事務員	園運営に係る事務・庶務全般	1			他職種と兼務の場合有
調理員	名阪食品株式会社に委託	3～4	1	2～3	栄養士と兼務

6　各職種の主な勤務体系

職　種	勤務体系
園長/副園長	正規の勤務時間帯（8：45～17：30）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（8：45～17：30）※シフト勤務
看護師	正規の勤務時間帯（8：45～17：30）
保育教諭	正規の勤務時間帯（8：45～17：30）※シフト勤務
事務員	正規の勤務時間帯（8：45～17：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～15：00）

※　ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7　教育・保育を提供する日

(1)　教育・保育を提供する日は、次の通りとします。

	区分	開所曜日
開園日	1号認定	月曜日～金曜日※
	2・3号認定	月曜日～土曜日

※1号認定の土曜日は提供がございません。新2号認定の保護者様でお仕事等でご家庭での保育ができない場合に限り、申請いただいた上で利用可能です。（別途費用が必要です）

(2)　休園日は、次の通りとします。

区　　分	休　　園　　日
1号認定	土曜日（行事は除く）、日曜日、祝祭日、夏季休暇、冬季休暇、春季休業、

	その他園長が判断した日(異常気象により警報が発生した日)等 【2026 年度の長期休暇の日程】 春季休暇：2026 年 4 月 1 日（水）　～　4 月 5 日（日） 夏季休暇：2026 年 8 月 1 日（土）　～　8 月 31 日（月） 冬季休暇：2026 年 12 月 26 日（土）　～　2027 年 1 月 7 日（木） ※新 2 号認定は長期休暇の設定はありません。
2 号認定 3 号認定	日曜日、祝祭日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日) ※非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがあります。

※1 月 4 日、夏季休園（8 月中旬 3 日間）、新年度準備日（3 月 31 日※暦により前後）、エンジョイディ・プレイディ（土）は保護者の皆様のご協力のもと家庭保育協力日とします。【全区分共通】

8　教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

区　分	平日	土曜日
1 号認定※1	9:00 ～ 15:30	原則休園
2・3 号認定（保育標準時間）※2	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30
2・3 号認定（保育短時間）※3	8:00 ～ 16:00	8:00 ～ 16:00

【※1　教育標準時間認定に係る預かり時間】

教育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合（新 2 号認定）、通常保育以外に 7 時 30 分から 9 時 00 分、15 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、必要とする時間の預かり保育を提供いたします。（預かり保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）。

なお、新 2 号認定でない 1 号認定のご家庭の場合は、原則教育時間を超えた預かり保育は実施しておりません。ただし、施設長が特別に認めたやむを得ない場合に限り、8 時から 17 時 30 分までの範囲内で、短期間かつ事前の申請・承認をもって、預かり保育を提供いたします。（預かり保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

【※2　保育標準時間認定に係る保育時間】

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

【※3　保育短時間認定に係る保育時間】
保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、
8 時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。
なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時 30 分から 8 時まで又は 16 時から 19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9　提供する保育等の内容

(1) 保育理念・保育方針

保育理念	『子どもが真ん中』
保育指針	・子どもと共にある保育 子ども一人ひとりに寄り添いながら、子どもを信じ主体的な経験を保証する保育。 ・対話から生まれる保育 子どもが、人・モノ・コトなどとの「対話」を通して、気づき、探究し、協同しながら世界を広げていける保育。 ・多様性のある未来につながる保育 子どもたちが、互いの違いを認め合い、多様性のある豊かな世界を創造して行けるよう、様々な出会いの機会を用意する。

平成３０年４月１日施行の保育所保育指針に則り、子どもの保育・教育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的に、常に創意工夫を図り、園の機能及び質の向上に努めます。

(2)　特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記８に記載する時間において、保育を提供します。

１０　食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1)　食事の提供方法
自園調理　（調理業務は名阪食品株式会社が行います。）
※認定区分に限らず、給食の提供があります。

(2)　食事の提供を行う日

教育・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。献立表は毎月別途お知らせします。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時40分頃	15時頃	
3歳児		11時50分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

(3)　アレルギー対応状況

当園は、除去食及び代替食に対応しております。アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

(4)　栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3～4	1	2～3	

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

１１　利用料金

保護者は特定教育・保育の提供を受けた際は、次に掲げる費用を支払うものとします。

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（利用料）

大阪市が定める利用者負担額（利用料）を、当園にお支払いいただきます。

(2) 延長保育・預かり保育等にかかる費用

延長保育・預かり保育を利用された場合は、別表に掲げる費用を負担いただきます。

(3) 教育・保育の提供において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

金額は、別表に記載のとおりとし、これを負担いただきます。

(4) 全ての費用の支払い方法はコドモンでの口座振替となります。当園は明細を付して保護者に請求し、翌月20日までに本園へコドモンでの口座振替の方法で支払います。領収書はコドモン上にて発行いたします。

(5) 月の途中で退園する場合は、日割り計算は行いません。在籍した月末までの期間にて料金を算定します。

１２　利用の開始に関する事項

(1) 教育標準時間認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合（1号認定）

当園の利用の開始に際しては、選考を経て内定となった保護者と当園間で利用契約を締結し

ます。当園は保護者より入園申込があった場合、以下の場合を除いては当該申込を拒絶する事はありません。

①定員に空きがない場合

②定員を上回る利用の申込があった場合

③その他特別の事情がある場合

なお、当園の入園申込に際しては、本重要事項説明書の内容について、あらかじめ確認し同意いただいたうえで申し込んでいただきます。

※新２号認定を希望される場合は、１号認定を得た上で区役所へ申請が必要です。

(2) 保育認定に係る支給認定証を市から交付されている方の場合（2・3 号認定）

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意され利用契約書を締結した後に保育の提供を開始します。

１３　利用の終了に関する事項

当園は、以下に該当する場合には教育・保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 保育料、及びその他の徴収金が 3 ヶ月以上未納の場合

(4) 職員又は他の保護者や園児への重大な背信行為や、保育・教育の提供に何らかの悪影響を及ぼす恐れがあると当園が判断した場合。

(5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

１４　特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として、障がい児保育を行っています。

１５　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)　内科

医療機関の名称	曲渕ペインクリニック（年２回）
医院長名又は医師名	曲渕　達雄
所　　在　　地	大阪市西区立売堀２丁目３－２１
電　話　番　号	０６-６５３３-５００２

(2)　歯科

医療機関の名称	いそだ歯科クリニック（年１回）
医院長名又は医師名	磯田　剛志
所　　在　　地	大阪市西区立売堀２丁目１－１１
電　話　番　号	０６-６５３７-５６８８

１６　緊急時の対応

教育・保育の提供中に、園児健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医または園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

１７　非常災害時の対策

防火管理責任者	池藤　友美
消防計画届出年月日	令和２年７月 27 日
非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報装置　有 ・非常用電源　有　・スプリンクラー　有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。 不審者対策は年１回以上実施します。
緊急時の連絡手段	電話・メール・ホームページ・コドモンによる情報提供
緊急避難場所	明治小学校

１８　虐待の防止のための措置に関する事項

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1)　年に１回職員に対して虐待防止研修を実施

(2)　虐待防止マニュアルあり

１９　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	・窓口担当者　宇賀　瑞紀　／福井　優希 ・解決責任者　園長　福島　里菜 ・ご利用時間　9：00　～　17：30 ・電話番号　06-6556-6313 メール　kodemari2@aikei-kai.org Ｆ　Ａ　Ｘ　06-6556-6263 担当者が不在の場合は、当園職員や事務所までお申し出ください。	
法人への相談窓口	・法人本部　06-6772-1212　aikeikai@aikei-kai.org	
第三者委員	船引邦子	民生委員　電話番号　06-6541-8020
	原田　博司	明治連合会長　06-6541-0680

※上記のほか、コドモン・HP・電話・直接でのお声がけにて要望・苦情等を受付ます。
HP・メールは匿名での申出が可能です。

２０　カスタマーハラスメントに関する事項

当園では、保護者の皆様からいただくご意見・ご要望を、教育・保育の質の向上に向けた大切な情報として受け止め、誠実に対応するよう努めています。

一方で、園職員、園児、他の保護者に対して、暴言や威圧的な言動、長時間にわたる叱責、不当な要求、事実と異なる情報の拡散等があった場合、教育・保育の提供に支障をきたすおそれがあります。このような社会通念上相当性を欠く言動については、当園では「カスタマーハラスメント」と位置づけています。

当園は、カスタマーハラスメントに該当すると判断される事案が生じた場合には、事実確認のうえで行為の中止及び改善をお願いすることがあります。改善が見られず行為が継続する場合には、法人本部・関係機関との連携等、必要な措置を講じるとともに、教育・保育の提供継続が困難であると認められる場合には、利用の継続をお断りすることがあります。

２１　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付制度
保険金額	250 円／人

保険の種類	ほいくのほけん
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	園負担

２２　園児の利用状況（毎年度５月１日現在）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
０歳児	10 人	10 人	10 人
１歳児	18 人	18 人	18 人
２歳児	18 人	18 人	18 人
３歳児	17 人	17 人	21 人
４歳児	18 人	18 人	21 人
５歳児	17 人	17 人	17 人

２３　第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項　目	実施状況	実施結果
第三者評価受審状況	令和５年度実施	ホームページやコドモンにて公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	園だよりや懇談会にて公表予定

２４　子ども・子育て支援法第 39 条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

２５　当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
飲食	アレルギーをお持ちの園児もいるため、外部からの飲食物の持ち込みは固くお断りいたします。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
園内システム	当園は保育支援システム『コドモン』を導入しています。保護者およびご家族のスマートフォンにコドモンアプリをインストールいただくことで、スマートフォンから欠席・遅刻等のご連絡、園からのお知らせ配信、口座振替登録及び請求書発行等が可能となりますので、必ずご登録をお願い致します。
送迎	乗ってこられたベビーカーや自転車・ヘルメットはお預かりできません。車・バイクでの送迎は禁止いたします。

別表

1　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額（税込）
幼児給食費	1･2 号認定を受けたこどもに係る給食費	1 号：月額 7,000 円 （主食費 2,100 円・副食費 4,900 円） 2 号：月額 8,300 円 （主食費 2,400 円･副食費 5,900 円）
特別活動料	特別プログラム実施費用	1・2 号認定月額 3,000 円 3 号認定月額 1,000 円
行事費	プレゼント・景品・行事諸費	月額 200 円
アルバム・記念品・証書	5 歳のみ　個人分	月額 1,000 円
災害共済掛け金	独立行政法人日本スポーツ振興センター『災害共済給付制度』保護者負担分掛金	年額 250 円
体操服	１・２号認定着用	半袖シャツ 2,970 円 半ズボン 2,200 円 長袖シャツ 3,850 円 長袖ズボン 4,290 円
教材費	１・２号認定の製作・造形費	月額 500 円
用品	個人用品(エプロン,カラー帽子等)	年額 1,330～2,360 円
写真代	希望者のみ 1 枚 60 円・DL130 円	購入分の金額
連絡帳製本	希望者のみ　1 冊 990～2,310 円	購入分の金額

・遠足・デイキャンプ代：交通費（電車、バス代）+入場料+遊び体験代などの実費

・用品補充：サインペン 1 本 65 円

2　時間外保育に係る利用者負担

＊教育標準時間認定（新 2 号認定）の場合

①8:00～9:00、15:30～18:30 の間は、150 円/60 分毎(ただし上限 11,300 円／月まで)

※令和 8 年 10 月より上限 12,300 円／月へ変更予定。

②7:30～8:00 の間は、300 円/15 分毎

＊1 認定の場合　8:00～9:00、15:30～17:30 は、300 円/15 分毎

＊保育短時間認定（2・3 号認定）の場合　7:30～8:00、16:00～18:30 は、300 円/15 分毎

＊全認定共通：18:30～19:00 の間は　延長保育料として、月極 3,000 円、又は 100 円/10 分毎

※　19:00 閉園以降は、500 円/5 分毎の超過料金をいただきますのでご注意ください。【全認定共通】

3　長期休暇に係る利用者負担

＊教育標準時間認定（１号認定）の場合

夏季休暇：日額 2,000 円または月額 25,000 円　春季冬季休暇：日額 2,000 円

※　当園は、原則全ての費用の支払いは口座振替となります。（毎月末締め翌月 20 日引落し）

領収書はコドモン上にて発行いたします。